

ぶっちな えがお日記

3月は卒業式シーズンだね！剣淵町でも小学校、中学校、高校で卒業式が行われたよ！
みんな！卒業おめでとう！大変なこともあると思うけど、それぞれの道に向かって頑張ってるね！
ぶっちなは、みんなのことを応援しているよ！みんなの人生に幸あれ！



3月1日 剣淵高校



3月13日 剣淵中学校



3月19日 剣淵小学校



令和7年度剣淵町奨学資金貸付申込みについて

教育委員会では、剣淵町奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付を行っています。経済的な理由により、修学が困難な高校生・大学生を対象に次の要領で奨学資金の貸付申込みを受け付けます。

■対象者

- ・本町に住所を有する者の子弟で経済的理由（※一定の所得基準の方）により修学困難な者
※所得基準を超えた場合は、貸付対象外となりますので事前にご相談ください。
- ・身体健康にして学業に精勤できる者

■奨学資金の額

- ・高等学校生 月額 10,000 円以内
- ・短期大学生（高専を含む。）、専修学校専門課程及び各種学校（高卒対象）の学生、大学生月額 30,000 円以内
※いずれも無利子貸付です。

■奨学資金の貸付期間 在学する学校の正規の修学期間と同じです。

■奨学資金の返還 貸付の終了した年度の翌月から起算して1年を経過した後、貸付を受けた期間の1.5倍の期間内に貸付額を返還していただきます。

（例）令和7年4月から四年制大学に進学し、4年間の貸付希望であれば、期間は令和7年4月から令和11年3月までとなります。償還期間は、令和12年4月から令和18年3月まで（年4回×6年）の償還になります。

■貸付資金の受付期間 令和7年4月30日（水）まで 期日厳守

■奨学資金貸付の決定 毎年度、剣淵町育英奨学基金の予算の範囲内で教育委員会が決定します。

■貸付申込みに必要なもの（以下の書類を1部ずつ提出してください。）

- ①願書（教育委員会にあります。） ②世帯主の住民票 ③進学する学校長の在学証明書
- ④前年の確定申告書又は源泉徴収票の写し

【問合せ先】 教育委員会教育課子ども支援係 ☎26-9025（直通）